# 資料編

#### <1>鹿沼市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日 条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、鹿沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者
- (3) 関係団体から推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有する者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第6条 会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に

諮って定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年 鹿沼市条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年2月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## <2> 鹿沼市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	団体名等	備	考
学識経験を 有する者	高柳 恭子 (会長)	宇都宮共和大学子ども生活学部教授		
子どもの保	嶋田 和典	鹿沼地区幼稚園 PTA 連合会 会長		
護者	小林 麻美	鹿沼市公私立保育園・児童館保護者会連合会 会長		
	留目 学	鹿沼市 PTA 連絡協議会 会長		
子ども・子育	小野口 正子	鹿沼市民間保育園連盟 代表		
て支援に関	栗原 森人	鹿沼地区幼稚園連合会 代表		
する知識経験を有する者	齋藤 千春	学童保育事業者 代表 池の森学童クラブ		
	柴崎 君江	小規模保育事業者 代表 グリーンチャイルドクラブ		
	永田 由美子	鹿沼市ファミリー・サポート・センター 代表		
	植木 良充	事業所内保育事業者・事業者代表 にじのもり保育		
	佐藤 彰彦	労働者代表 連合栃木なんたい地域協議会事務局長		

関係団体か	細川 朋子	上都賀郡市医師会 代表
ら推薦を受	茂呂 英運	鹿沼歯科医師会 代表
けたもの	岩本 雅子 (副会長)	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	鈴木 紹平	鹿沼市議会議員
	加藤美智子	
	松浦 恵子	鹿沼市小中学校校長会 代表
	位佣 图 1	鹿沼市立上南摩小学校校長
関係行政機	君島 健一	栃木県中央児童相談所所長
関の職員	上林 浩二	鹿沼市教育委員会教育次長
	石川 佳男	鹿沼市こども未来部長

(敬称略)

### <3> 鹿沼市子ども・子育て支援事業計画策定までの経過

- ・平成31年 2月 1日~平成31年 2月13日 ニーズ調査の実施
- ・令和 元年12月18日 第1回 鹿沼市子ども・子育て会議 開催
- ・令和 2年 2月 5日 第2回 鹿沼市子ども・子育て会議 開催
- ・令和 2年 3月24日~令和 2年3月30日 市民の意見募集

